

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成27年4月28日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成27年4月28日(火)午前9時30分から午前10時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室401
- 3 会議に付議した事件
 - 議案第11号 在外選挙人名簿の登録について
 - 議案第12号 在外選挙人名簿の登録の抹消について
 - 報告(1) 東海村選挙管理委員会の書記の任免について
 - (2) 東海村農業委員会委員の解任請求に同意を要すべき人数の告示について
 - (3) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
 - (4) 平成27年度東海村選挙管理委員会の主な日程について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
 - 委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
 - 委員 伊藤 究 委員 菊池 等
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
 - 東海村選挙管理委員会事務局
 - 書記長 岡部 聡 書記長補佐 山口 正弘
 - 書記 草山 尚拓
- 7 会議の書記は次のとおりである。
 - 同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前9時30分

○本多委員長 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○本多委員長 本日の議案は、在外選挙人名簿の登録、抹消に係るもの2件及び報告案件4件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第11号 在外選挙人名簿の登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第11号は、公職選挙法第30条の6第1項の規定により次に掲げる者（記載略）を在外選挙人名簿に登録するものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第11号 在外選挙人名簿の登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（質疑なし）

○本多委員長 議案第11号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○本多委員長 議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第12号 在外選挙人名簿の抹消について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 議案第12号は、公職選挙法第30条の11の規定により次に掲げる者（記載略）を在外選挙人名簿から抹消するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第12号 在外選挙人名簿の抹消について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第12号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「報告(1) 東海村選挙管理委員会の書記の任免について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐　報告(1)は、平成27年4月1日付け人事異動に伴う書記の任免についての御報告でございます。

東海村選挙管理委員会では、総務部総務課職員が書記を兼ねておりますが、この度の人事異動により職員4人が総務課の職を離任し、新たに3人が配属となりました。これに伴い同日付けでこの3人を書記に任命し、4人を解任いたしました。

それではここで、新たに書記に任命した職員を紹介させていただきます。

(任命書記の自己紹介)

○本多委員長　続いて、「報告(2) 東海村農業委員会委員の解任請求に同意を要すべき人数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐　報告(2)は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第10条第5項の規定により、平成27年1月1日現在により調製した東海村農業委員会委員選挙人名簿が、平成27年3月31日をもって確定したことに伴い、解任請求に同意を要すべき人数の告示を行った旨の御報告

でございます。

名簿登載者の確定数は1,099人となりました。

同法第14条第1項の規定では、委員の選挙権を有する者の2分の1以上の同意をもって、農業委員会の委員の解任請求を行うことができることとされており、解任請求に同意を要すべき人数は550人となります。

この数につきましては、同法第14条第5項の規定において、名簿確定後直ちに告示することと定められておりますことから、東海村選挙管理委員会委員長専決規程（昭和41年東海村選挙管理委員会規程第3号）第3条第15号の規定により、委員長の専決により4月1日付けで告示を行った旨御報告いたします。

○本多委員長 続いて、「報告（3） 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 報告（3）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿の閲覧について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定に基づき、その状況を公表した旨の御報告でございます。

平成26年度における選挙人名簿の抄本の閲覧件数は3件、在外選挙人名簿の抄本の閲覧はありませんでした。

東海村選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧に関する事務処理要綱（平成20年東海村選挙管理委員会告示第32号）第8条の規定により、毎年度終了後、前年度における閲覧状況について、速やかに告示により公表する旨定めておりますので、平成26年度の閲覧状況について、4月10日付けで告示を行った旨御報告いたします。

○本多委員長 続いて、「報告（4） 平成27年度東海村選挙管理委員会的主要な日程について」事務局より説明をお願いいたします。

○山口書記長補佐 報告（4）は、平成27年度に東海村選挙管理委員会が予定する主要な日程についての御説明でございます。今年度は、東海村選挙管理委員会が管理執行する選挙といたしまして、東海村議会議員一般選挙（任期満了

日：平成28年1月31日）が予定されております。

定時登録等の例年開催する委員会に加え、これらの選挙に係る委員会を12月から1月にかけて開催する予定でございます。

その外、選挙といたしましては、東海村農業委員会委員一般選挙（任期満了日：平成28年3月30日）が予定されております。本選挙の日程は、1月ごろの選挙管理委員会で決定する予定です。

○本多委員長 以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもちまして、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会 午前10時00分